



栃木県公報

平成25年
7月26日(金)
第2499号

目次

告示

- 共同漁業及び区画漁業に係る漁場計画の決定..... 643
- 土地改良区設立の認可..... 652
- 土地改良区解散の認可..... 652
- 道路の区域の変更..... 653
- 道路の供用開始..... 653

公告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請..... 654
- 開発行為の工事完了..... 654

告示

栃木県告示第426号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、共同漁業及び区画漁業に関して免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間及び関係地区又は地元地区を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により公示する。

平成25年 7月26日

栃木県知事 福田 富一

1 共同漁業

(1) 免許の内容となるべき事項及び関係地区

免許の内容となるべき事項							関係地区
公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	存続期間	
内共第1号	大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 芳賀郡 茂木町 市貝町 那須郡 那須町 那珂川町	茨城県境より上流の那珂川及び支流（逆川、原川、鮎田川、高田川、塩田川（逆川支流）、神井川、坂井川、菅又川、深沢川、八反田川、木須川、川戸川、小木須川、烏生田川、長手川、生井川、解石川、荒川（矢板市大槻地先黒岩堰より下流の区域）、江川（荒川支流）、岩川（江川支流）、引田川、西江川、塩田川（荒川支流）、小川、万行川、隅川、長者川、内川、江川（内川支流）、塚原川、宮川、築目川、中川、大江川、前沢川、天沼川、石田川、金精川、木ノ芽沢川、菅の沢川、谷川、空沢川、清水川（那須烏山市初音地先で那珂川と合	第5種共同漁業	さくらます・やまめ漁業 にじます漁業 いwana漁業 あゆ漁業 うぐい漁業 かわむつ漁業 おいかわ漁業 ふな漁業 こい漁業 どじょう漁業 なまず漁業 うなぎ漁業 かじか漁業 かに漁業	1月1日から12月31日まで	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 芳賀郡 茂木町 市貝町 那須郡 那須町 那珂川町

内 共 第	大田原市	<p>流)、大沢川(那須烏山市大沢地先で那珂川と合流)、中山川、富山川、鷺の子沢川、城間川、武茂川、久那川、矢又川、大内川、ヨガ沢川、大室川、砂川、大那地川、盛谷川、久通川、保の内川、大波川、入郷川、間越川、仲山川、木曾分川、檜沢川、浅ヶ沢川、大川沢川、谷田川、権津川、小口川、箒川(那須塩原市下塩原地先箒川発電所取水堰堤より下流の区域)、岩川(箒川支流)、なめり川、巻川、神福川、蛇尾川、町井川、不動川、鹿島川、蕪中川、熊川、大巻川、小巻川、大蛇尾川、西沢川、小蛇尾川、鍋有沢川、カマ沢川、篠谷川、百村川、深川、念仏川、加茂内川、佐久山川、唐滝沢川、野沢川、清水川(箒川支流)、下戸倉沢川、上戸倉沢川、亀久川、立沢川、海法地沢川、滑川、日暮沢川、八塩沢川、松葉川、岡沢川、野上川、尻高田川、愛吉沢川、羽黒沢川、前松葉川、奈良戸沢川、木佐美沢川、木佐美川、鍛冶内川、湯坂川、堂川、上堂川、新上堂川、相の川、大清水川、余笹川、稲沢川、黒川、三蔵川、奈良川、菖蒲川、大和須川、梓川、ドロブ川、木下川、荒金沢川、黒田川、板敷川、棒川、四ッ川、苦戸川、白戸川、高野川、なら沢川、湯川(那須町大字高久蕪中地先で那珂川と合流)、高尾股川、下黒尾川、上黒尾川、高野沢川、沢名川、小沢名川、木の俣川、西俣沢川、ヒツ沢川、湯川(那須塩原市板室字塩沢地先で那珂川と合流)、小沼沢川、矢沢川、大川、形部沢川、コブキ沢川、大沢川(那須塩原市深山ダムより上流の那珂川と合流)、大スミ川、小スミ川、御沢川、江戸沢川、湯川(那須塩原市三斗小屋地先で那珂川と合流)、峠沢川及び赤岩沢川)の区域</p>	第 5 種 共同漁業	さくらます・ やまめ漁業 にじます漁業	1月1日 から12月 31日まで	平成26年 1月1日 から平成	大田原市
-------------	------	--	---------------	---------------------------	------------------------	-----------------------	------

2号		の区域		いわな漁業 あゆ漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 ふな漁業 こい漁業 どじょう漁業 うなぎ漁業 かじか漁業		35年12月31日まで	
内共第3号	矢板市 塩谷郡 塩谷町	矢板市大槻地先黒岩堰より上流の荒川及び支流（西荒川（西荒川ダムの湛水区域通称東古屋湖を含む。）、東荒川（東荒川ダムの湛水区域を含む。）、尚仁沢川、黒沢川、石小屋沢川、天上沢川、大名沢川、シナシ沢川、松手沢川、寺沢川、細沢川、白沢川、ネタ沢川、荒川（西荒川支流）、東ハナレ沢川及び造林小屋沢川）の区域	第5種共同漁業	さくらます・やまめ漁業 にじます漁業 いわな漁業 わかさぎ漁業 あゆ漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 ふな漁業 こい漁業 どじょう漁業 なまず漁業 うなぎ漁業 かじか漁業 ブラウントラウト漁業	1月1日から12月31日まで	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	矢板市 塩谷郡 塩谷町
内共第4号	日光市 矢板市 那須塩原市	那須塩原市下塩原地先箒川発電所取水堰堤より上流の箒川及び支流（竜化沢川、びわが沢川、不動沢川、鹿股川、野地湯沢川、桜沢川、甘湯沢川、平井沢川、追沢川、赤沢川、シラン沢川、ツル沢川、大塩沢川、うとう沢川、モモの木沢川、ちょうちん岩沢川、赤川、後沢川、鎌研沢川、ドーツンボ沢川、今尾頭川、元尾頭沢川、栃の木沢川及びクードン沢川）の区域	第5種共同漁業	さくらます・やまめ漁業 にじます漁業 いわな漁業 あゆ漁業 うぐい漁業 ふな漁業 こい漁業 うなぎ漁業 かじか漁業	1月1日から12月31日まで	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	日光市 矢板市 那須塩原市
内共第5号	真岡市 芳賀郡 益子町 市貝町 芳賀町 塩谷郡 高根沢町	茨城県境より上流の小貝川及び支流（ぐみ川、百目鬼川、大羽川、小宅川、大川及び桜川）の区域	第5種共同漁業	にじます漁業 あゆ漁業 にごい漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 ふな漁業 こい漁業 どじょう漁業 なまず漁業 うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	真岡市 芳賀郡 益子町 市貝町 芳賀町 塩谷郡 高根沢町
内共第6号	真岡市 さくら市 芳賀郡 芳賀町	茨城県境より上流の五行川及び支流（江川、行屋川、野元川、井沼川、大沼川及び冷子川）の区域	第5種共同漁業	にじます漁業 あゆ漁業 にごい漁業 うぐい漁業	1月1日から12月31日まで	平成26年1月1日から平成35年12月	真岡市 さくら市 芳賀郡 芳賀町

号	塩谷郡 高根沢町			おいかわ漁業 ふな漁業 こい漁業 どじょう漁業 なまず漁業 うなぎ漁業		31日まで	塩谷郡 高根沢町
内 共 第 7 号	宇都宮市 日光市 小山市 真岡市 さくら市 下野市 河内郡 上三川町 塩谷郡 塩谷町 高根沢町	茨城県境より日光市高德地先道谷原発電所取水堰堤に至る鬼怒川及び支流（江川、西鬼怒川、松川、清水川、泉川、寺小路川、松原川、土佐川、大谷川（華巖滝壺より下流の区域）、志渡渕川、蛇沢川、丸見川、鳴沢川、ヒネリギ沢川、中ノ沢川、赤沢川、小岩沢川、犬母沢川、稲荷川、天狗沢川、田母沢川、根通沢川、芦沢川、荒沢川、左沢川、カマカタ沢川、白石川、遅沢川、古大谷川及び板穴川（日光市栗原地先東武鉄道鬼怒川線鉄橋より下流の区域及び旧日光市と旧今市市境より上流の区域）、丁字沢川、冷沢川）の区域	第 5 種 共同漁業	さくらます・やまめ漁業 にじます漁業 いwana漁業 あゆ漁業 にこい漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 ふな漁業 こい漁業 どじょう漁業 なまず漁業 うなぎ漁業 かじか漁業	1月1日 から12月 31日まで	平成26年 1月1日 から平成 35年12月 31日まで	宇都宮市 日光市 小山市 真岡市 さくら市 下野市 河内郡 上三川町 塩谷郡 塩谷町 高根沢町
内 共 第 8 号	日光市 中宮祠 奥日光	華巖滝落口より上流の大谷川（通称大尻川）、中禅寺湖、外山沢川、ツメタ沢川、柳沢川、清水川、大橋川、観音泉及び西の湖の区域	第 5 種 共同漁業	ひめます漁業 さくらます・やまめ漁業 びわます（通称ほんます）漁業 にじます・スチールヘッド トラウト漁業 ブラウントラウト漁業 レイクトラウト漁業 いwana漁業 わかさぎ漁業 うぐい漁業 ふな漁業 こい漁業 うなぎ漁業 かじか漁業	1月1日 から12月 31日まで	平成26年 1月1日 から平成 35年12月 31日まで	日光市 中宮祠 奥日光
内 共 第 9 号	日光市	日光市栗原地先東武鉄道鬼怒川線鉄橋より上流旧日光市と旧今市市境までの板穴川及び支流（砥川、東又沢川、シャジ沢川、ハタノ沢川、花菱沢川、ネベ沢川、小百川、石見川、小沢入沢川、大井沢川、六方沢川、	第 5 種 共同漁業	さくらます・やまめ漁業 にじます漁業 いwana漁業 うぐい漁業 うなぎ漁業 かじか漁業	1月1日 から12月 31日まで	平成26年 1月1日 から平成 35年12月 31日まで	日光市

		カペラ沢川、山の神沢川、柳沢川、金掛沢川及び横手沢川)の区域					
内共第10号	日光市	日光市高德地先道谷原発電所取水堰堤より上流川治ダムに至る鬼怒川及び支流(木戸ヶ沢川、上井戸沢川、古釜沢川、小原沢川、金草沢川、鈴倉沢川、堰場川、ヒカゲ沢川、七久保沢川、野沢川、逆川、カプト沢川、越路沢川(逆川支流)、大下沢川、清水川、男鹿川(五十里ダム湛水区域通称五十里湖を含む。)、坂本沢川、穴沢川、湯西川(野岩鉄道鉄橋より下流五十里ダム湛水区域通称五十里湖の区域)、大畑沢川、富沢川、唄の沢川、大塩沢川、小塩沢川、クマイ沢川、ジゴク沢川、仏の沢川、シッペイ沢川、白倉沢川(日光市独鉦沢地先で男鹿川と合流)、アテラ沢川、芹沢川、モチマル沢川、カベフサク沢川、ケロロ沢川、入山沢川、見通沢川、松倉沢川、焼山沢川、中の沢川、サンガイ沢川、タケノ沢川、沼沢川、クラカチ沢川、フーザン沢川、平沢川、芦ノ沢川、尾頭沢川、田代沢川、井戸沢川、白倉沢川(日光市上三依地先で男鹿川と合流)、榎入沢川、大室沢川、越路沢川(日光市横川地先で男鹿川と合流)、峠沢川、水上沢川、ウドケ沢川、紅藤沢川、オガクラ沢川、白滝沢川、ムジナ沢川及び桂沢川)の区域	第5種共同漁業	さくらます・やまめ漁業 にじます漁業 いwana漁業 わかさぎ漁業 あゆ漁業 うぐい漁業 ふな漁業 こい漁業 かじか漁業	1月1日から12月31日まで	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	日光市
内共第11号	日光市	鬼怒川支流(田茂沢川)の区域	第5種共同漁業	さくらます・やまめ漁業 にじます漁業 いwana漁業 かじか漁業	1月1日から12月31日まで	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	日光市
内共第12号	日光市	野岩鉄道鉄橋より上流の湯西川(五十里ダム湛水区域通称五十里湖及び湯西川ダム湛水区域通称湯西川湖を含む。)及び支流(アテラ沢川、ヒロ沢川、打越沢川、オクタボリ沢川、猿沢川、赤下沢川、竹沢川、万栗沢川、栗山沢川、フリウギ沢川、メンボリ沢川、コブリユウ沢川)	第5種共同漁業	さくらます・やまめ漁業 にじます漁業 いwana漁業 わかさぎ漁業 うぐい漁業 ふな漁業 こい漁業 かじか漁業	1月1日から12月31日まで	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	日光市

		川、長沢川、二段ノ沢川、平沢川、トチクボ沢川、ナナクバタ沢川、穴山沢川、峠の沢川（平沢川支流）、持丸沢川、前沢川、滝倉沢川、大ハチガミ沢川、ウツルギ沢川、木ノ沢川、水呑沢川、白滝沢川、ヌーグラ沢川、セバカミ沢川、カラクラ沢川、ハダノ沢川、クマトリ沢川、ユナゴ沢川、七曲沢川、ケイダ沢川、赤沢川、堂の沢川、サカシ沢川、橋立沢川、ジョウゴ沢川、石橋沢川、藤花沢川、峠の沢川（橋立沢川支流）、マグウリュ沢川、三河沢川、クヅウ沢川、枝クヅウ沢川、熊生沢川、悪至沢川、中モヤ沢川、三ツ木沢川、オオトリ沢川、コズレ沢川、引田小屋沢川及び大仁田沢川) の区域					
内共第13号	日光市	川治ダムより上流川俣ダムに至る鬼怒川（川治ダム湛水区域を含む。）及び支流（ウツギ沢川、大浜沢川、小浜沢川、戸中沢川、西沢川、幡城沢川、稲ヶ沢川、波遊沢川、たつみ沢川、板木沢川、横手沢川、大滝沢川、サル沢川、坂船沢川、野尻沢川、ウスクボ沢川、萱刈沢川、ヒヤタル沢川、ハチガ沢川、細根沢川、江戸川、唐滝沢川、土呂部川、フドウ沢川、江戸沢川、滝尻沢川、栗の木沢川、穴場沢川、オッパタ沢川、サワラ山沢川、ハダ沢川、木戸沢川、キシロ沢川、タチグラ沢川、シダミ沢川、荷場沢川、ツメタキ沢川、唐沢川、中フテ沢川、上唐沢川、下唐沢川、中の沢川、三沢川、八重沢川、モトガヤ沢川、下ノ沢川、深沢川、上タケ沢川、野門沢川及び大事沢川) の区域	第 5 種 共同漁業	さくらます・やまめ漁業 にじます漁業 いわな漁業 わかさぎ漁業 ふな漁業 こい漁業 かじか漁業	1月1日から12月31日まで	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	日光市
内共第14号	日光市	川俣ダムより上流の鬼怒川（川俣ダム湛水区域通称川俣湖を含む。）及び支流（サッサヌキ沢川、熊野沢川、楡の木沢川、門森沢川、中沢川、下の沢川、鏑沢川、湯沢川、コイ沢川、黒沢川、魚沢川、コザ池沢川、手白沢川、新助沢川、一里沢川、ウルシノ沢川、オソノ沢川、馬坂	第 5 種 共同漁業	ひめます漁業 さくらます・やまめ漁業 にじます漁業 いわな漁業 わかさぎ漁業 ふな漁業 こい漁業 かじか漁業	1月1日から12月31日まで	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	日光市

		沢川、越野沢川、無砂谷沢川、イセノ沢川、クヅクラ沢川、ダキガイリ沢川、ナガフセリ沢川、コオドシ沢川、ハタノ沢川、セトノ沢川、井戸沢川、フキジ沢川、ニデン沢川、スリ沢川、ソバ石沢川、ジャクジ沢川及びオオイデ沢川)の区域					
内共第15号	宇都宮市 日光市 小山市 下野市 河内郡 上三川町	茨城県境より上流の田川及び支流(釜川、山田川、前川、逆川、寅己川及び赤堀川)の区域	第5種共同漁業	さくらます・やまめ漁業 にじます漁業 いwana漁業 あゆ漁業 にごい漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 ふな漁業 こい漁業 どじょう漁業 なまず漁業 うなぎ漁業 かじか漁業	1月1日から12月31日まで	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	宇都宮市 日光市 小山市 下野市 河内郡 上三川町
内共第16号	栃木市 小山市 下野市 下都賀郡 壬生町 野木町 岩舟町 群馬県 邑楽郡 板倉町 埼玉県 加須市	埼玉県境より三杉川合流点に至る渡良瀬川(谷田川を除く遊水池を含む。)及び支流(思川(壬生町七ツ石地先桑原用水堰より下流の区域)、姿川(壬生町安塚地先淀橋より下流の区域)、黒川(上都賀郡境より下流の区域)、与良川、巴波川、永野川(鹿沼市下永野字倉本地先倉本橋より下流の区域)、柚井木川、赤津川(栃木市都賀町大柿地先国道293号線橋梁より下流の区域)、出流川及び江川)の区域	第5種共同漁業	さくらます・やまめ漁業 にじます漁業 いwana漁業 わかさぎ漁業 あゆ漁業 にごい漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 そうぎょ漁業 ふな漁業 こい漁業 どじょう漁業 なまず漁業 うなぎ漁業 かじか漁業	1月1日から12月31日まで	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	栃木市 小山市 下野市 下都賀郡 壬生町 野木町 岩舟町 群馬県 邑楽郡 板倉町 埼玉県 加須市
内共第17号	鹿沼市	鹿沼市下永野字倉本地先倉本橋より上流の永野川及び支流(会沢川、塩沢川、大鹿川及び寺沢川)の区域	第5種共同漁業	さくらます・やまめ漁業 にじます漁業 いwana漁業 あゆ漁業 うぐい漁業 うなぎ漁業 かじか漁業	1月1日から12月31日まで	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	鹿沼市
内共第18号	栃木市 鹿沼市	壬生町七ツ石地先桑原用水堰より上流鹿沼市柏木地先柏木養蚕場堰に至る思川及び支流(大芦川(鹿沼市下大久保地先下大久保堰下流の区域)、南摩川、沢	第5種共同漁業	さくらます・やまめ漁業 にじます漁業 いwana漁業 あゆ漁業	1月1日から12月31日まで	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	栃木市 鹿沼市

		ノ入沢川、栗沢川、西ノ入沢川、栗野川、追地沢川、大栗沢川、境沢川、はねばみ沢川、水沢川、天出沢川、小曾沢川、尾ぞく沢川、福ヶ沢川、五月沢川及び小川沢川) の区域		うぐい漁業 おいかわ漁業 ふな漁業 こい漁業 うなぎ漁業 かじか漁業			
内共第19号	鹿沼市	鹿沼市下大久保地先下大久保堰より上流の大芦川及び支流(上山沢川、栗ヶ沢川、芝クレ沢川、塩沢川、安沢川、里入沢川、滝ヶ荒沢川、小川沢川、東大芦川、小桧沢川、萱の手沢川、滝の沢川、落平沢川、鍋ヶ沢川、阿志沢川、奴沢川、日光沢川(本沢川合流点より上流の区域)、本沢川、下ノ子沢川、押越沢川、重平沢川、樺ヶ沢川、鬼来沢川、根樽沢川、岩岳沢川、日六沢川、日光沢川(日六沢川支流)、丸山沢川、焼山沢川、棚入沢川、藤倉沢川、地藏沢川及び足尾沢川) の区域	第5種共同漁業	さくらます・やまめ漁業 にじます漁業 いwana漁業 あゆ漁業 うぐい漁業 うなぎ漁業 かじか漁業	1月1日から12月31日まで	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	鹿沼市
内共第20号	鹿沼市	鹿沼市柏木地先柏木養蚕場堰より上流の思川(通称粕尾川)及び支流(北村沢川及び奥深沢川) の区域	第5種共同漁業	さくらます・やまめ漁業 にじます漁業 いwana漁業 あゆ漁業 うぐい漁業 うなぎ漁業 かじか漁業	1月1日から12月31日まで	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	鹿沼市
内共第21号	鹿沼市	荒井川及び支流(坂本沢川、御沢川、小川沢川及び川口沢川) の区域	第5種共同漁業	さくらます・やまめ漁業 にじます漁業 あゆ漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 ふな漁業 こい漁業 かじか漁業	1月1日から12月31日まで	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	鹿沼市
内共第22号	鹿沼市 日光市 下都賀郡 壬生町	下都賀郡境より上流の黒川及び支流(行川、長畑川、西沢川、荒川、山窪川、日奈戸沢川、西黒川、菅沢川、角石沢川及び東沢川) の区域	第5種共同漁業	さくらます・やまめ漁業 にじます漁業 いwana漁業 あゆ漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 ふな漁業 こい漁業 うなぎ漁業 かじか漁業	1月1日から12月31日まで	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	鹿沼市 日光市 下都賀郡 壬生町

内 共 第 23 号	宇都宮市 鹿沼市 下都賀郡 壬生町	壬生町安塚地先淀橋より上流の 姿川及び支流（武子川、板橋川 及び赤川）の区域	第 5 種 共同漁業	さくらます・ やまめ漁業 にじます漁業 わかさぎ漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 ふな漁業 こい漁業 どじょう漁業 なまず漁業 うなぎ漁業 かじか漁業	1月1日 から12月 31日まで	平成26年 1月1日 から平成 35年12月 31日まで	宇都宮市 鹿沼市 下都賀郡 壬生町
内 共 第 24 号	足利市 栃木市 佐野市 群馬県 太田市 館林市 邑楽郡 邑楽町 板倉町	三杉川合流点より桐生川合流点 に至る渡良瀬川及び支流（三杉 川（佐野市関川町地先J R両毛 線鉄橋より下流の区域）、越名 新堀、越名沼排水路、秋山川、 小曾戸川、前沢川、栃橋沢川、 森沢川、栃木沢川、深堀沢川、 大倉沢川、足倉沢川、菊沢川、 才川、矢場川（足利市南大町地 先東武伊勢崎線より下流の区 域）、旗川、大戸川、小戸川、 出流川、彦間川、黒沢東川、沢 西川、名草川、松田川（松田川 ダム湛水区域通称まつだ湖を含 む。）、小俣川、荒倉沢川、桐生 川（足利市小俣町地先大前葉鹿 用水堰より下流の区域）の区 域	第 5 種 共同漁業	さくらます・ やまめ漁業 にじます漁業 いwana漁業 わかさぎ漁業 あゆ漁業 にごい漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 ふな漁業 こい漁業 なまず漁業 うなぎ漁業 かじか漁業	1月1日 から12月 31日まで	平成26年 1月1日 から平成 35年12月 31日まで	足利市 栃木市 佐野市 群馬県 太田市 館林市 邑楽郡 邑楽町 板倉町
内 共 第 25 号	日光市	群馬県境より上流の渡良瀬川及 び支流（中の沢川、餅ヶ瀬川、 畑の沢川、今倉沢川、上の沢 川、四ツ穴沢川、栄松沢川、下 中平沢川、押溜沢川、風倉沢 川、瓜平沢川、巢上沢川、薮の 沢川、庚申川、滝沢川、舟石沢 川、笹向沢川、水面沢川、境沢 川、内籠川、塩の沢川、都沢 川、久良沢川、神子内川、大和 田沢川、小保木沢川、立山沢 川、大岩沢川、桧手沢川、黒沢 川、立木沢川、メガネ沢川、梨 子沢川、焼山沢川、赤土沢川、 細鈴沢川、永手沢川、ケヤキ沢 川、深沢川、仁田元沢川、久蔵 沢川、安蘇沢川、足倉沢川、東 利根倉沢川、長手沢川、松木川 （濁沢川合流点まで）、三沢沢 川及び小足沢川）の区域	第 5 種 共同漁業	さくらます・ やまめ漁業 にじます漁業 いwana漁業 うぐい漁業 かじか漁業	1月1日 から12月 31日まで	平成26年 1月1日 から平成 35年12月 31日まで	日光市
内	芳賀郡	茨城県境より上流の桧山川の区	第 5 種	さくらます・	1月1日	平成26年	芳賀郡

共 第 26 号	茂木町	域	共同漁業	やまめ漁業 うぐい漁業 かわむつ漁業 おいかわ漁業 ふな漁業 どじょう漁業 かじか漁業	から12月 31日まで	1月1日 から平成 35年12月 31日まで	茂木町
-------------------	-----	---	------	---	----------------	---------------------------------	-----

(2) 免許予定日
平成26年 1月 1日

(3) 申請期間
平成25年 8月 1日から同年 9月30日までとする。

2 区画漁業

(1) 免許の内容となるべき事項及び地元地区

免 許 の 内 容 と な る べ き 事 項							地 元 地 区
公示 番号	漁場の位置	漁 場 の 区 域	漁 業 の 種 類	漁 業 の 名 称	漁 業 の 時 期	存続期間	
区 第 1 号	鹿沼市	鹿沼市栃窪地内栃窪沼	第 2 種 区画漁業	こい養殖漁業	1月1日 から12月 31日まで	平成26年 1月1日 から平成 30年12月 31日まで	鹿沼市

(2) 免許予定日
平成26年 1月 1日

(3) 申請期間
平成25年 8月 1日から同年 9月30日までとする。

(生産振興課)

栃木県告示第427号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により、次の土地改良区の設立を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年 7月26日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
た か は ら 土 地 改 良 区	平成25年 7月19日

栃木県告示第428号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の総会の議決による解散を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年 7月26日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
矢 板 市 高 塩 土 地 改 良 区	平成25年 7月19日

(農地整備課)

栃木県告示第429号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成25年7月26日から同年8月26日まで一般の縦覧に供する。

平成25年7月26日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 宇都宮笠間線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
1	前	芳賀郡益子町大字大沢141-2 から 芳賀郡益子町大字大沢141-2 まで	12.5 ~ 13.2	32.0	
	後	芳賀郡益子町大字大沢141-2 から 芳賀郡益子町大字大沢141-2 まで	16.1 ~ 16.8	32.0	

II

道路の種類 県道

路線名 一般県道 黒田市埴真岡線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
80	前	芳賀郡益子町大字七井1775-1 から 芳賀郡益子町大字七井525-4 まで	6.9 ~ 13.2	1,600.0	
	後	芳賀郡益子町大字七井1775-1 から 芳賀郡益子町大字七井525-4 まで	10.5 ~ 15.2	1,600.0	

III

道路の種類 県道

路線名 一般県道 芳賀茂木線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
333	前	芳賀郡市貝町大字田野辺2399から 芳賀郡市貝町大字田野辺2428-1 まで	13.7 ~ 37.9	100.0	
	後A	芳賀郡市貝町大字田野辺2399から 芳賀郡市貝町大字田野辺2428-1 まで	13.7 ~ 37.9	100.0	A及びBは、 関係図面で表 示する敷地の 区分をいう。
	後B	芳賀郡市貝町大字田野辺2399から 芳賀郡市貝町大字田野辺2428-1 まで	12.1 ~ 15.2	116.8	

栃木県告示第430号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成25年7月26日から同年8月26日まで一般の縦覧に供する。

平成25年7月26日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
	一般国道 121 号	芳賀郡益子町大字益子2761-1 から 芳賀郡益子町大字益子2757-9 まで	平成25年 7月26日

(道路保全課)

公 告

○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同項に規定する書類は、栃木県県民生活部県民文化課において縦覧に供する。

平成25年 7月26日

栃木県知事 福 田 富 一

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	縦覧期限
平成25年 7月4日	特定非営利活動法人和田展示館	和田 芳忠	矢板市大槻2318番地272 矢板コリーナC街区-647	この法人は、広く一般市民、特に子ども達に対して、世界各国における歴史・文化の普及・啓発に関する事業並びに普及・啓発を目的とした博物館の企画・運営に関する事業、発展途上国・貧困地域に対する支援に関する事業を行い、世界各国の歴史・文化を普及・啓発と、国際協力の推進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。	平成25年 9月3日

(県民文化課)

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年 7月26日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
さくら市氏家字大野3260番12、3260番31、3260番32	さくら市氏家3445番地98	有限会社ケアサポートまもる

(都市計画課)